

岩手県告示第779号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所長から次のとおり通知があった。

平成24年11月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 御所ダム貯水池周辺及び四十四田ダム貯水池周辺
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年10月6日から平成25年3月15日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（航空レーザ測量及び数値地形図（地図情報レベル2500）データ作成）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 田瀬ダム管内及び花巻市の一部
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年10月18日から平成25年3月15日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（田瀬ダム地形図作成）